

## ◎議 事 日 程（第5号）

平成18年12月22日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 発議第2号 愛西市議会会議規則の一部改正について
- 日程第3 発議第3号 愛西市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第4 議案第92号 愛西市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第93号 愛西市名誉市民条例の制定について
- 日程第6 議案第94号 愛西市表彰条例の制定について
- 日程第7 議案第95号 愛西市監査委員に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第96号 愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第97号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第98号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第11 議案第99号 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第100号 愛知県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第13 議案第101号 市道路線の認定について
- 日程第14 議案第102号 愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第103号 愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第104号 （仮称）愛西市八開児童クラブ施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第105号 平成18年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第106号 平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第107号 平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第108号 平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第109号 平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第110号 平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第111号 平成18年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ◎出席議員（30名）

1番 前田 芙美子 君

2番 鷲野 聡明 君

3番	三輪久之君	4番	日永貴章君
5番	吉川三津子君	6番	榎本雅夫君
7番	岩間泰彦君	8番	田中秀彦君
9番	村上守国君	10番	真野和久君
11番	鬼頭勝治君	12番	八木一君
13番	近藤健一君	14番	小沢照子君
15番	後藤和巳君	16番	堀田清君
17番	加藤和之君	18番	古江寛昭君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君
21番	永井千年君	22番	黒田国昭君
23番	中村文子君	24番	加藤敏彦君
25番	加賀博君	26番	宮本和子君
27番	石崎たか子君	28番	佐藤勇君
29番	太田芳郎君	30番	柴田義継君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	助役	山田信行君
教育長	青木萬生君	会計室長	杉山政男君
総務部長	中野正三君	企画部長	石原光君
教育部長	八木富夫君	経済建設部長	篠田義房君
		市民生活・	
上下水道部長	若山富士夫君	保健部長	藤松岳文君
福祉部長	水谷正君	消防長	古川一己君
佐屋		立田	
総合支所長	加賀和彦君	総合支所長	伊藤忠俊君
八開		佐織	
総合支所長	飯田十志博君	総合支所長	山崎敏次君
監査委員	河原操君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤辰雄	議事課長	服部秀三
書記	田尾武広		

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

おはようございます。御案内の定刻になりました。

全員御出席でございますので、ただいまから継続会を開会いたします。

ここで暫時休憩をとらせていただきまして、緊急でございますが、ただいまより全員協議会を開かせていただきたいと思いますので、全員速やかに委員会室へ御参集いただくようお願いをいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして、ただいまから会議を再開させていただきます。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催をされておりますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

本日、開会前に追加議案として発議第2号、発議第3号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことと決定いたしました。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

ただいま議会運営委員長から報告がございました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。少し時間をいただきまして、本議会に御質問をいただきました郵送料の個人負担の行為について、私どもの見解を申し述べさせていただきます。

さきの一般質問でも御質問をいただきました、助役も答弁してまいりましたこの行為につきましては、自主的であったということの中で進めて、答弁もさせていただいてまいりました。そして、文教福祉委員会の中で御意見もいただきました。そして、私どもこの点につきまして十二分に検討をしてまいりまして、結論といたしまして、公費でもって支払いをさせていただきたく、ここに議会の皆様方に御理解をいただくべくお願いを申し上げさせていただきます。そんなことで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（佐藤 勇君）

それでは、日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について報告をお願いいた

します。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

**○総務委員長（太田芳郎君）**

それでは、総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は12月18日午前10時から開催をし、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第92号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第93号につきましては、第2条で、市民が郷土の誇りとし、尊敬に値すると認める者というのは、具体的にはどういうことかという質問に対しまして、全国的または世界的レベルで活躍した方を念頭に置いているが、議会側と相談をしていきたいという御答弁でございました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第94号につきましては、市政功労者及び一般功績者の現在における対象人数については、第3条の市政功労者は10人、第4条の一般功績者は約30人ぐらいということでした。賛成討論として、公職者が表彰されるのは一般的に批判の声が聞かれるので、記念品はよく考えて、表彰状だけにすることを要望して賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第95号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第96号につきましては、現在の就業時間内の休憩のとり方について質問がありました。答弁といたしまして、正午から12時15分まで休息で、12時15分から13時までは休憩、また、15時から15時15分まで休息というのが基本パターンであるということでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第97号につきましては、地方税法上、入湯税は必ず徴収しなければならないものか、条例で定めなければ徴収しなくていいものかという質問に対しまして、地方税法第701条に、入湯客に入湯税を課するものとする」と記載してありますという答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第98号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第105号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、反対討論として、地域づくり振興基金積立金の使途の具体的内容が決まっていないのは問題である。積立金といえども、何に使うかしっかりと決めてから積み立てすべきであるという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第106号につきましては、用地取得の経緯から見て、遅くとも9月議会において提出できたと思うがどうか。また、特別会計で処理した理由はという質問に対しまして、時期的におくれたことについては反省します。特別会計で処理した理由は、学校用地取得も先行取得として解釈したという御答弁でありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。以上で報告を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、委員長報告に対する質疑があればお受けをいたします。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○文教福祉委員長（大宮吉満君）

文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は12月19日午前10時から開催いたしました。当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、まず議案第99号につきましては、住基カードの発行件数は総数で269件で、カードの利用の用途は、身分証明書がわりにしてみえる方が当初は多かったそうですという答弁を聞いた後、質疑に入りました。また、反対討論といたしまして、住基システムの利用というのは広がっておらず、これ以上市民に経費を負担させてまで事務の拡大は必要ではないのではないかということで、この制度の立脚点であります住基ネットに賛成できないという立場でこの条例については反対しますという御意見がありました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第100号につきましては、保険料滞納者は国保と同じように短期保険証や資格証明書の発行は市町村が行うのかという質問に対して、この交付は愛知県後期高齢者医療広域連合の事務で行うという答弁でありました。また、反対討論として、都道府県単位の広域連合に全市町村が加入を義務化され、住民に直接負担がかかる保険料は市町村に決定権はなく、広域連合で決定するものとなっています。市町村に権限もなくしては住民に責任が持てません。また、市町村の意見が反映できるように、市町村から議員を一人ずつ選出できるようにすべきである。後期高齢者の負担増は受診を抑制させ、病気の早期発見・早期治療を妨げて、かえって医療費増大を招くこととなります。以上申し上げて、後期高齢者医療広域連合の設置について反対しますという御意見がございました。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第102号から議案第104号までは一括質疑といたしました。不登校の子供たちが、学校へ通学できる子供たちと同じ施設内で時間を過ごすのは無理があるのではないかと質問に対しまして、不登校児や集団の中でうまく対応できない児童などの意欲を育てることを目的として、指定管理者団体にいる心理カウンセラーを中心に対応したいという提案もあります。これは教育委員会とも密接な関係がありますので、今後指定管理団体の事業を詳細に詰めていくという中で、事業実施に向けての調整を図っていきたいという答弁でありました。また、賛成討論といたしまして、愛西市では初めての社会福祉協議会以外の民間による指定管理者の指定を行うわけですが、今度の指定管理者のあり方が、今後の指定管理者制度を決定づけるという意味でも大切な役割があると思います。三つの施設が地域の子育て支援センターとしての役割を果たし、愛西市の他の児童館などとも連携し、事業計画書に基づいて地域住民の要求にこたえてサービスを提供していただきたいという御意見がありました。採決の結果、議案第102号、第103号、第104号とも全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第 105号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、後期高齢者医療事務費の愛知県全体の負担金と、現在の職員体制の質問がありました。答弁といたしまして、負担金は 9,644万 8,000円で、職員体制については、現在準備委員会であるが、市長会、町村会の役職団体から14名が派遣されているとのことでした。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第 107号、議案第 108号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

陳情第14号につきましては、反対討論として、右肩下がりの日本において、行財政改革の推進はやむを得ない現状であり、その一環として、社会保障の改革を認容しなければならないと思います。決して改悪とは言えないと考えます。社会保障にも限度があるということ認識しなければならない時期ではないでしょうか。陳情事項をそれぞれ実現できれば、それはすばらしいことではあるが、国や県に対して意見書の提出まではいかがかと思ひ、この陳情に反対しますという御意見がございました。また、賛成討論といたしまして、この陳情は全部で65項目が書かれていますが、その要望の一つ一つは必要であり、おおむね賛成できるということであれば、陳情者の心情の趣旨を尊重して採択すべきだと思ひます。どの陳情項目も、切実で緊急に必要な項目ばかりあり、陳情内容も妥当であるので積極的に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。以上、報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

#### ○経済建設委員長（加賀 博君）

経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は12月20日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、議案第 101号につきましては、議案審査の中で、各委員の多くはこの議案の中に困領道路があり、これを市道として認定した場合、地権者に相続等が発生したときにトラブルの原因になりかねるのではないかという意見がありました。今後、このような路線をどう処理するのか、市の基本方針が定まるまで議決できないので、議案第 101号につきましては継続審査にすることでまとまりました。

議案第 105号のうち、当委員会に付託を受けました部分につきましては、商工業振興資金の申し込みの内訳について質問がありました。答弁として、運転資金が37件、設備資金が21件であるとのことでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第 109号、議案第 110号につきましては、質疑もなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第 111号につきましては、賛成討論として、中部浄水場の地下水のくみ上げ動力をアップする水源井取水井を改修する補正予算が計上されています。水道料金は自己水と県水の割合で大きく補正されますが、こういう自己水をふやすための予算も含まれているということで、この議案に賛成しますという御意見がありました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

なお、付託案件審査終了後、勝幡駅前現場を視察してまいりました。以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればお受けをいたします。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、各常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 2 ・ 発議第 2 号及び日程第 3 ・ 発議第 3 号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第 2 ・ 発議第 2 号：愛西市議会会議規則の一部改正について、日程第 3 ・ 発議第 3 号：愛西市議会委員会条例の一部改正についてを会議規則第 34 条の規定により一括議題いたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

議長のお許しをいただきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

発議第 2 号：愛西市議会会議規則の一部改正について、提案及び内容の説明をさせていただきます。

愛西市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものでございます。提出者は愛西市議会議員 柴田義継、賛成者は愛西市議会議員 堀田清、太田芳郎、加賀博、永井千年、大宮吉満、大島功、鬼頭勝治、吉川三津子、それぞれ議員の皆さんでございます。愛西市議会議長 佐藤勇殿。

提案理由として、地方自治法の一部が改正されることに伴い改正する必要があるからです。

改正内容の説明につきましては、発議第 2 号資料、改正新旧対照表でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

改正後の第 13 条第 2 項につきましては、改正前の規定においては、議案の提出は議員の定数の 12 分の 1 以上の賛成者によるものか、長による提出しか認められていなかったものを、議会の実質的な審査を行う委員会にも議案を提出する権限を認めたものです。

第 18 条第 3 項については、委員会が提出した議案が本会議において議題となった後は、会議規則第 18 条第 1 項に規定している通常の事件における撤回または訂正と同じ規定が働くものとし、撤回または訂正は委員会の意思を受けて委員長が請求することとしたものです。

第36条第2項については、委員会提出議案の付託については、当該議案を所管する委員会から提出することが多くなると考えられ、所管の常任委員会に付託する必要性が低いことから、原則委員会に付託しないこととしたものです。ただし、議長が必要があると判断したときは、議会の議決により各委員会に付託することができる旨の例外規定を定めたものです。

第76条、第77条、第79条については、行政手続等における情報通信の技術利用に関する法律が平成15年に施行されたが、同法では電磁的記録化を行い得る行政機関等に議会が入っていなかったため、議会の会議録を電磁的記録により作成することができませんでした。しかし、昨今の電子化の波の中で、議会の会議録の電磁的記録化を除外する理由もないことから、今回の改正となりました。

第96条以降は、地方自治法及び会議規則の項ずれにより生じたものです。

なお、附則として、この規則は公布の日から施行するものです。以上、よろしくお願ひします。

次に、発議第3号：愛西市議会委員会条例の一部改正について、提案及び内容の説明をさせていただきます。

提出者と賛成者は先ほどの会議規則の一部改正と同じでありますので、省略させていただきます。愛西市議会議長 佐藤勇殿。

提案理由として、地方自治法の一部が改正されたことに伴い改正する必要があるからです。

改正内容の説明につきましては、発議第3号資料、改正新旧対照表でさせていただきますので、よろしくお願ひします。

第3条、第5条、第8条においては、主に常任委員の関係ですが、改正前では、常任委員は会期の初めに議会において選任する必要があると規定されていることから、閉会中において補欠選挙で当選した議員は、直ちに委員として委員会活動に参加することができませんでした。この欠点を補い、当選後、直ちに議会の実質的な審査機関である委員会の委員となることができるようにしたものです。

第30条については、会議規則と同様に電磁的記録にすることができるものとされたことです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

それでは次に、発議第2号、発議第3号につきましては、関連がございますので、質疑は一括といたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑ございませんので、これにて質疑を終結いたします。

発議第2号、発議第3号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、発議第2号、発議第3号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、発議第2号、発議第3号につきましては、討論は一括といたします。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、採決に入ります。採決は個々に行います。

発議第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、発議第3号を採決いたします。

発議第3号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・議案第92号（討論・採決）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・議案第92号：愛西市副市長の定数を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

##### ○21番（永井千年君）

私は、本会議での質疑で、助役から副市長と単に名称が変わるだけではなくて、長の命を受けて政策及び企画をつかさどること、長の権限に属する事務の一部について委任を受け、事務を執行することの二つの職務が追加されるわけにありますので、3月議会で改めて副市長の選

任決議をするのが望ましいのではないかと意見を述べましたが、選任決議は行わず、経過措置によって助役在任期間中は副市長とみなされる規定で、副市長にする方法を選択されるようです。副市長の職務の強化にふさわしく事務を執行していただけるよう、一層研さんに励んでいただくことを強く希望して、賛成といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、討論を終結いたします。

次に、議案第92号を採決いたします。

議案第92号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第93号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第93号：愛西市名誉市民条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、賛成討論を行います。

この名誉市民条例に関して、名誉市民として表彰をすることは、その方に対する、市に対する功績を表彰するとともに、市についても全国に対してPRをしていく非常に有意義なものであると思います。ただ、この表彰するものの選定に当たっては、やはり公正で、また十分な事前の審査を行っていくことが必要だと考えます。その点で、審査会等の設置が必要だというふうに私たちは考えます。その審査会の設置等をぜひとも検討していただくよう要望いたしまして、賛成をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第93号を採決いたします。

議案第93号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第94号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第94号：愛西市表彰条例の制定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、愛西市表彰条例の制定について、賛成討論を行います。

この表彰条例の制定に関しては、市政に対する功績や、あるいは市民の模範となるような行為に対して表彰していく、大変それについてはよいことだというふうに考えます。ただ、質問の中でも行ってまいりましたが、やはり一つ大きな問題としてあるのは、公職者に対する表彰の問題です。公職者に対する表彰に関しては、やはり市民の目や、あるいは市民感覚から考えても、できるだけ簡素にしていくことが必要だというふうに考えます。その点では、一般功績者として表彰し、またその退職後に市政功労者として表彰していくという二重の表彰になっている部分に関しては、今後改めていくことも必要ではないかというふうに考えています。そうした問題を提起しまして、賛成といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第94号を採決いたします。

議案第94号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第95号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第95号：愛西市監査委員に関する条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第95号を採決いたします。

議案第95号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第8・議案第96号（討論・採決）

### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第96号：愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、21番・永井千年議員、どうぞ。

### ○21番（永井千年君）

今回の改正によって、事実上、昼休みが15分短縮されるわけであり、条例上の根拠があった休息がなくなります。しかし、答弁でも出されておりましたように、長時間の連続的な事務作業で集中力がなくなったり、目に差しさわりが出ないように配慮をしていく旨の答弁があったと思います。職員の健康のために、そして集中力ある効率的な仕事となるように、ぜひとも必要な休息はとれるようにしていただくことを徹底していただきたいと思います。

勤務時間に関連しまして、もう一つの問題があります。それは、18年の4月から行われています毎週火曜日の4庁舎における朝礼が、8時15分からの勤務時間外に行われていることでもあります。これは、自主的と言いながら出欠をチェックして、そしてそれを勤務評定にも反映するとされており、労働時間に入れるべき打ち合わせ行為の一種だと思います。勤務時間内にやるべきであります。時間内にやることに支障があれば廃止をするべきです。本会議でも、すべての労働法制をちゃんと守ってやっていくとの答弁とも矛盾をすると思います。職員からもや

めてほしいという声も強く届けられております。直ちに改善を図っていただきたいというふう  
に思います。

この2点を要望して、本条例の賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第96号を採決いたします。

議案第96号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第97号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第97号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第97号を採決いたします。

議案第97号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第98号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第98号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議  
題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第98号を採決いたします。

議案第98号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第99号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第99号：愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第99号、反対の立場で討論いたします。

一貫してこのあいち電子申請システムには慎重な立場をとってまいりました。このあいち電子申請システムは、住基ネットが関係したシステムであります。また、当局の答弁からも、費用対効果においてメリットがないことは明らかです。よって、住基ネットそのものを問題視する立場と、あいち電子申請システムには市民の利便性に貢献しないということから反対といたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

今回の印鑑登録証明の申請の電子処理に関してであります。第1点目としては、先ほど翠川議員も言われておりましたが、住基ネットとの関係で、この間も、裁判では住基ネットの余分な情報も取得できるということでの全員強制については問題視されるということで、自治体ではそれを是正することを決定したところがあります。このように、やはりこの住民基本台帳ネットワークシステムそのものの問題点がまず第1点。それともう1点としては、この間政府が進めてまいりましたパスポートの電子申請や、あるいは税金の電子申請についても非常に費

用対効果の点で問題があるとされ、パスポートについては廃止ということすら言われています。こうしたことも考えつつ、現在のあいち電子申請システムを見た場合でも、この愛西市において住基ネットのカードの発行は 269、そしてまた電子申請についてのカードは45件の申請ということで、極めて費用対効果の点でも大きな問題があります。情報漏れ等の危険性と同時に費用対効果の点でも、まだまだこの電子申請システムについては大きな問題があると考え、反対をいたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、賛成討論の発言を許します。

14番・小沢照子議員、どうぞ。

○14番（小沢照子君）

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正は、来年1月に追加をされる電子申請・届け出の新規手続に印鑑登録証明書の交付申請が加わることにより行われるもので、電子申請・届け出の新規手続につきましては、あいち電子自治体のワーキンググループで、住民サービスの向上につながる効果の高い手続を選定して決定されるものでございます。

今回、私はこの議案につきまして少し学習をさせていただきましたが、そもそも、電子申請・届け出システムを開発、運営しているあいち電子自治体は、各自治体の共通の目標である情報化の推進を経費や人的な面において効率よく実施するために設立された協議会で、国のe-Japan戦略の要請を受けて、住民の利便性向上を何よりも優先し、取り組んでいるものでございます。

今回の印鑑登録証明書の交付申請につきましても、従来、本人あるいは代理人が交付窓口で印鑑登録証を添えて伺うことにより初めて受理をされる申請が、自宅等でインターネットを通じていつでも申請することができ、公的個人認証サービスによる電子署名を添えることにより、交付を受ける際、窓口で印鑑登録証を持参する必要がないというメリットがございます。

また、先ほど御意見でございましたが、問題の個人情報保護、情報セキュリティー対策でございますが、電子申請・届け出システム関連機器につきましては、高度なセキュリティーが確保されたデータセンター内に設置され、厳格な監視のもと、万全な体制で運営がされていると伺っております。

今後、愛西市といたしまして、あいち電子自治体のワーキンググループで選定された追加手続を、住民サービス向上の観点から可能な限り導入すべきであると考えますし、市民に電子申請・届け出の利便性を広報、啓発するとともに、住基カードの発行件数増加に努めることが市の将来にも必ずや有益になるものと確信をいたしまして、今回の条例改正の賛成意見とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第99号を採決いたします。

議案第99号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第99号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第 100号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第 100号：愛知県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

後期高齢者医療広域連合の設置についての反対討論を行います。

75歳以上の後期高齢者を国民健康保険や組合健保から脱退させ、後期高齢者だけの独立保険をつくる制度に医療制度改悪法が改悪されました。そして、都道府県単位の広域連合に全市町村が加入を義務化され、住民に直接負担がかかる保険料は市町村には決定権はなく、広域連合で決定するものとなっております。住民の福祉の増進に責任を持ち、後期高齢者の必要な医療を受診できるようにするのが愛西市としての役割です。低所得者への減免なども含め、市町村が何の権限もなくしては住民に責任を持つことができません。直接住民に負担がかかる保険料などは、市町村で決定できるようにすべきです。また、市町村の意見が反映できるように、市町村から議員を一人ずつ選出できるようにすべきです。

保険料の徴収は、介護保険料も含め年金からの天引きとなり、医者にかかれば医療費の負担もかかり、病気にかかりやすく、治療に時間のかかる後期高齢者への負担増は、受診を抑制させ、病気の早期発見・早期治療を妨げて重症化をさせ、かえって医療費増大を招くこととなります。低所得者からも容赦なく取り立てる過酷な保険料取り立てと、給付切り捨ての制度は容認できません。以上、申し上げます、後期高齢者医療広域連合の設置についての反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

なければ、賛成討論の発言を許します。

11番・鬼頭勝治議員、どうぞ。

○11番（鬼頭勝治君）

議案第 100号について、賛成討論をいたします。

我が国の老人医療費が年々増加している中、高齢化の本格化に向けて、その対策については、国においても有識者を交えた協議が長い時間をかけてなされてきました。このような中、平成14年度の医療制度改革におきましては、高齢者医療制度の創設が示され、本年6月の法律改正により、都道府県を単位とした全市町村が加入する広域連合の設立が明文化されました。

今回、その規約に関して、議員定数に絡めて住民の意見が反映されにくい等の意見もありましたが、社会情勢をにらんだ定数の設定や、議員の構成を構成団体の議会の議員のみとしていること、また、意見や要望についてはその都度具申していくとの答弁もございまして、高齢者医療費の増大に対する財政の安定化を図るための本議案には賛成をいたします。以上です。

○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第 100号、賛成の立場で討論させていただきます。

さらなる高齢者増を控え、やむなしという消極的な賛成ではありますが、一言問題提起をしておきたく、討論に立たせていただきます。

広域連合は一つの自治組織であり、一部事務組合とは違って、国や県の声は届きやすいですが、市町村の声を反映しにくい面がある仕組みであります。今後、愛知県独自のシステムができていくわけですが、議員が選出されるから市民の声が届くといった考えではなく、行政として意見が届く仕組みを構築していく努力をしていただきたくお願いして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 100号を採決いたします。

議案第 100号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第 100号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第 101号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第13・議案第 101号：市道路線の認定についてを議題といたします。

この件については、先ほどの常任委員長報告において、経済建設委員長より継続審査としたい旨の報告がございました。

お諮りいたします。経済建設委員長の報告のとおり、継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第 101号は経済建設委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定をいたしました。

ここで10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

再開は11時10分からです。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第 102号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

日程第14・議案第 102号：愛西市立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第 102号、賛成の立場で討論させていただきます。

指定管理者制度については、たくさんの質問や問題提起をさせていただきました。実施予定の事業についても、文教福祉委員会でたくさんの課題が出ましたが、これら問題は、公募団体や選定委員会の責任ではなく、実施可能な事業かどうかの事前評価をせずに選定委員会に判断をゆだねたことに問題があります。指定管理者制度における公平性とは何か、また、指定管理者制度と入札の区別において、市として再度考え直す必要があると思います。北部センターはNPOが運営を行うことになるわけですが、子育て支援については未経験であります。成功するかしないかは、市長の公約であります愛西市の市民参加や、NPO活動の広がり大きな影響を与えるものであります。担当部局も協力しながら軌道に乗せていただきたくお願ひいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

立田北部子育て支援センターの指定管理者の指定についての賛成討論を行います。

愛西市で初めての社会福祉協議会以外の民間によります指定管理者の指定を行うわけですが、今度の指定管理者のあり方は、今後の指定管理者制度を決定づけるという意味でも大切な役割があると思います。

立田北部子育て支援センターは、現在社会福祉協議会の職員が学童を行っておりますが、子供たちが職員がかわることで不安のないように継続して雇用するようにしていただきたい。夢んぼは、エンジェルシッター事業、離乳食、栄養教室、不登校児などの学童保育の盛りだくさんの独自事業を計画倒れにならないためには、常勤職員を2名配置すべきだと考えます。4年間の契約ですが、地域の子育て支援センターとしての役割を果たし、愛西市の他の児童館とともに連携し、事業計画書に基づいて地域住民の要求にこたえたサービスをぜひ提供していただきたいと要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

**○議長（佐藤 勇君）**

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 102号を採決いたします。

議案第 102号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第 102号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第15・議案第 103号（討論・採決）**

**○議長（佐藤 勇君）**

次に、日程第15・議案第 103号：愛西市立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

議案第 103号、賛成の立場で討論いたします。

まず最初に当局にお願いしたいのは、民間保育園内の子育て支援センターの役割と、公共施設を使った子育て支援センターは役割が違うということです。その点、きちんと整理した上で協定を結んでいただきたいということを1点要望いたします。

また、質疑の折にも申し上げましたが、園児確保において、他の園から不公平感を持たれな

いような運営がされることをお願いすると同時に、立田南部地域の方は立南保育園に通園されている方が多く、利用しにくくなるという声も既に出ています。そういった声にも配慮した運営がされることをお願いして、賛成といたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

立田南部子育て支援センターの指定管理者の指定についての賛成討論を行います。

美和多福祉会は、特に子育て支援センターは今佐屋地区で行っておりますが、児童クラブの経験がありません。現在、社会福祉協議会の職員が学童保育を行っておりますが、子供たちが、職員がかわることで不安のないように継続して雇用していただきたいと考えます。また、4年間の契約ですが、地域の子育て支援センターとしての役割を果たし、愛西市の他の児童館とともに連携し、事業計画に基づいて地域住民の要求にこたえたサービスをぜひ提供していただきたいと要望をいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 103号を採決いたします。

議案第 103号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第 103号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第 104号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第16・議案第 104号：（仮称）愛西市八開児童クラブ施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第 104号、賛成の立場で討論いたします。

公募時の申請書から五、六百万円もの費用を削減させた申請書を再提出させ、今回の議会に上程されてきました。答弁では、複数の事業を一つにしての削減と説明がありましたが、それ

だけではなく、人件費等で相当な削減がされており、優秀な人材確保がされるか心配です。行政として十分に話し合いを持ち進めていただくよう、1点お願いを申し上げます。

また、全公募者からの質問の一つに、施設外での活動や保育園行事との合同開催行事をしてもよいかという質問があり、当局は、公平性が保たれていれば構いませんとの回答をしております。園児と未就園児との交流はとてもよいことで賛成ですが、保育園側と行政側の想定にずれがあるのではないかと心配しております。

いろいろ意見を申し上げましたが、今回、指定管理者の公募に一步を踏み出されたことを大変評価しております。今回の公募を踏み台にし、よりよい指定管理者制度の導入を進められることをお願いすると同時に、子育て支援は親支援と親育てでありますので、その視点での事業が充実されることを希望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

（仮称）愛西市八開児童クラブ施設の指定管理者の指定についての賛成討論を行います。

子育て支援センター、児童クラブのどちらも経験のない八開福祉会が指定を受けましたが、子育て支援センターは、保育園を長年の経験で行うことができると思います。児童クラブは学童の子供たちが対象になりますので、社会福祉協議会の職員を雇用してサービスの内容で格差が生じないようにぜひしていただきたい。

先ほども申しましたが、4年間の契約ですが、地域の子育て支援センターとしての役割を果たし、愛西市の他の児童館とともに連携し、事業計画に基づいて地域住民の要求にこたえたサービスをぜひ提供していただきたいと要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第104号を採決いたします。

議案第104号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第104号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第105号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第17・議案第105号：平成18年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

## ○21番（永井千年君）

18年度一般会計補正予算の反対討論を行います。

この20日に内示をされました07年度の政府予算の財務省原案は、史上空前の利益を上げている大企業には巨額の減税をばらまく一方で、庶民には増税と生活関連予算の削減を押しつけるものとなっています。これは格差と貧困を一層拡大するだけでなく、国民の所得と個人消費を抑制して、日本経済の持続的な発展の道を閉ざすものとなります。そして、地方交付税の7,000億円の削減も、自治体財政の格差をさらに拡大するものになりかねません。このようなとき、愛西市は、高齢者や障害者が押しつけられたこの負担を少しでも軽減する市独自の施策、市民の暮らしを守る補正予算が求められているのではないのでしょうか。

今度の補正予算の中で賛成できないのが次の2点であります。

補正予算11億 1,670万 7,000円の中で最も大きい90%を占めるのが、地域づくり振興基金の10億円の積み立てです。基金の運用益を事業に使うとのことですが、ふるさと創生資金の1億円と違いまして、元利償還金の30%の負担が生じます。3年かかって28億 4,000万円の基金を積み立てるとのことですが、その95%の26億 9,800万円の合併特例債を借りることになります。したがって、元金8億円余りに利息もつきますので、大変大きな負担が生じるわけがあります。

もう一つの問題は、使い道です。条例では、市民の連帯の強化や一体感の醸成、地域の振興に要する経費に使うとされていますが、質疑でも具体的な事業名は上げられずに、今の段階で検討も行われていないことが明らかになっています。

以上の点を考えますと、まずどんな事業に使うかの検討をよく行ってから、借りる場合も必要最小限に限るべきだというふうに思います。

さきの本会議答弁でも、合併特例債といっても借金であり、慎重に考えていくと答えており、今回の特例債による基金積み立ては、そうした考え方も矛盾するのではないのでしょうか。こうした検討もなく、幾ら借りるかが先に出てくるのはおかしいのではないかというふうに思います。賛成できません。

二つ目は、後期高齢者医療事務費負担金 100万 9,000円の問題です。先ほど宮本議員が述べましたように、広域連合議会は63自治体で議員が34名しか選出されず、住民の声が十分反映される保証がありません。また、月額保険料も市町村で決定することができず、減免の権限もない。その金額も介護保険料に近いもので、新たに大変な負担が押しつけられるわけがあります。このままだと受診抑制、早期発見・早期治療に反することになるとの指摘も、全くそのとおりであります。現状のままで認めるわけにはいきません。

以上、2点に賛成できないことを主な理由として、18年度一般会計補正予算に反対をいたします。

## ○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 105号を採決いたします。

議案第 105号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第 105号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第 106号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第18・議案第 106号：平成18年度愛西市土地取得特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 106号を採決いたします。

議案第 106号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第 106号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第 107号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第19・議案第 107号：平成18年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 107号を採決いたします。

議案第 107号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第 107号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第20・議案第 108号（討論・採決）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第20・議案第 108号：平成18年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 108号を採決いたします。

議案第 108号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第 108号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第21・議案第 109号（討論・採決）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第21・議案第 109号：平成18年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 109号を採決いたします。

議案第 109号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第 109号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第22・議案第 110号（討論・採決）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第22・議案第 110号：平成18年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 110号を採決いたします。

議案第 110号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第 110号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第23・議案第 111号（討論・採決）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第23・議案第 111号：平成18年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

通告に従い、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

議案第 111号：平成18年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成討論を行います。

この予算の中には、中部浄水場水源井の改修工事の予算が計上されました。市民にとって身近な水道料金は、井戸水を使った自己水か、それとも県水かによってその料金が大きく左右されます。今回、井戸の検査を行い、詰まっているということでこの掃除のための予算を計上されたことは、市民の財産であるこの井戸を、そして地下水を守っていく上で大変いいことだと考えております。この改修工事によって、さらに市民のための地下水がふえていくことを期待いたしまして、賛成といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第 111号を採決いたします。

議案第 111号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でございます。よって、議案第 111号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・陳情第14号（討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第24・陳情第14号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

この陳情は、小泉内閣が進めてきました医療や福祉、介護、年金などの構造改革により、格差が拡大して、命と暮らしが脅かされているとして、市に対して命と暮らしを守る市の施策の改善を求めているものであります。その内容は、介護保険の低所得者に対する減免制度、高齢者の医療費助成制度など、介護保障、税制改正による負担増の軽減措置、高齢者医療の充実、子育て支援、国民健康保険の改善、生活保護、障害者施策の充実、健診事業など、50項目にわたる多様な内容であります。どれも緊急で切実な願いばかりであり、積極的に賛成できます。また、国に対して最低保障年金の創設など10項目、県に対して乳幼児医療費助成制度の対象を就学前までなど、5項目の要望を意見書・要望書として提出してくださいと求められています。これも賛成であります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

他に賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、反対討論の発言を許します。

通告に従い、7番・岩間泰彦議員、どうぞ。

○7番（岩間泰彦君）

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、反対討論をいたします。

日本経済はいざなぎ景気以上の景気と新聞には書いてありましたが、我々庶民には、そんな実感はない景況でございます。右肩下がりの日本経済においては、構造改革、行財政改革をしなければ立ち行かないのが現状であり、その一環として社会保障の改革も、これまた認容しなければならぬと思います。決して改悪とは言えないと考えますが、いかがか。

地方分権が言われ、税源移譲が叫ばれているが、要は国及び県の財政が豊かではないということであり、社会保障にも限度があることを認識しなければならない、そんな時期ではないか。愛西市も縮小財政傾向であり、縮小均衡で国や県に負担してもらいたいのはやまやまであり、陳情事項がそれぞれ実現できれば、それはすばらしいことで、陳情の趣旨は少しは理解いたしますが、ではその財源をどこに求めるのか、お金はということを考えてとき、甚だ難しい問題ではないでしょうか。

そんなことを勘案しまして、国及び県に対する意見書・要望書の提出まではいかがでしょう。以上で反対討論といたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

陳情第14号、反対討論をさせていただきます。

多くの項目が今の社会の課題であり、大変重要であると思っております。しかし、財政厳しき折、これだけの事業を進めることができるのかということ、私は議員として責任が持てません。しかし、これをこのまま反対することは大変忍びない思いでおります。他の自治体では、賛成、反対だけでなく、趣旨採択という判断もあると聞いております。もしそれがあれば、私はそれを選択しますが、愛西市議会にはそのような選択肢はありません。愛西市議会として趣旨採択という選択肢をつくることも一つではないかということをご提案させていただきます、今回は反対とさせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

他に反対討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、陳情第14号を採決いたします。

陳情第14号の趣旨に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数でございます。よって、陳情第14号は不採択と決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会の前に市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

○市長（八木忠男君）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

12月6日から本日まで大変長期にわたった12月定例会、それぞれ御審議いただき、御決定をいただきました内容につきましては、今後十二分に留意をして進めてまいりたいと思っております。

平成18年、議会の議員の皆様方には第1回の市議会議員選挙も済まされ、そして議員定数も次回からは24名だという御決定もしていただきました。今般の質問でもたくさんいただきました行財政改革、あるいは将来展望などなども、皆様方のそうしたことを十二分に意図して今後進めてまいりたいと思っておりますし、予算編成にも少しでもそうしたことを念頭に置きながら、集中改革プラン、あるいは総合計画を将来を見据えながら作成もしてまいりたいと思っております。

時節柄、12月、暖冬と言われております。ことしも残りわずかでありますけれども、ノロウイルス風邪なども流行しているようでございます。議員各位におかれましても、健康に十二分に御留意をいただいて、新しい年、よい年をお迎えいただきますように、そして新しい年も私ども精いっぱい努力をしてまいりますし、相応の御支援・御協力もお願いを申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

これにて平成18年12月愛西市議会定例会を閉会といたします。

午前11時40分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

愛西市議会  
議長

佐藤 勇

会議録署名議員  
第7番議員

岩間 泰彦

会議録署名議員  
第8番議員

田中 秀彦